

## 会計基準の適用時期について

- 減損会計基準の設定及びその他の改訂に係る適用時期については以下のとおりとし、研究会報告書に記述することとしてはどうか。

「公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準」及び当該基準の設定に伴い改訂する「公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準」の規定の適用に当たっては、公営企業型地方独立行政法人における必要な準備期間等を考慮し、平成22年度から適用することが適当である。ただし、設立団体である地方公共団体の判断により、平成21年度から適用することが望まれる。

また、「公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準」のその他の規定の改訂については、平成21年度から適用することが適当である。ただし、中期計画の記載事項に係る改訂については、平成21年度以後、最初に行われる中期計画の作成又は変更から適用することができるものとする。

- なお、改訂後の会計基準に沿って中期計画が作成又は変更されるまでの間は、中期計画における積算の考え方等を設立団体との間で確認することにより対応するものとし、その旨を通知等で明らかにすることとしてはどうか。

(参考) 既存の公営企業型地方独立行政法人の現中期計画期間

- ・ 宮城県立子ども病院…H18～H21
- ・ 山形県・酒田市病院機構…H20～H23
- ・ 大阪府立病院機構…H18～H22
- ・ 岡山県立精神科医療センター…H19～H23
- ・ 北松中央病院…H20～H22
- ・ 那覇市立病院…H20～H23